

2025年2月13日



各位

会社名	高砂熱学工業株式会社
(コード番号)	1969 東証プライム)
代表者	役職名 代表取締役社長 氏名 小島 和人
問合せ先責任者	役職名 取締役執行役員 財務・IR統括部長 氏名 森野 正敏
TEL	(03) 6369-8215

### 株式の売出しに関するお知らせ

当社は、2025年2月13日開催の取締役会において、当社普通株式の売出し（以下「本売出し」という。）に関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

当社は、グループパーパス『環境革新で、地球の未来をきりひらく。』のもと、社員一人ひとりが目指す姿・ビジョンを「環境クリエイター<sup>®</sup>」（注）とし、これまでに培ってきた空気調和に関する知見・ノウハウを活かして、「建物環境のカーボントランジション」に加え、「地球環境のカーボンニュートラル」に貢献するための取り組みを重ねています。

これからの社会変化を見据え、空調設備事業を核に、①建設事業、②設備保守・管理事業、③環境機器製造・販売事業、④カーボンニュートラル事業の4つの事業ドメインをDX（デジタル・トランスフォーメーション）で連携し、目指す姿を実現する企業グループへ変革してまいります。

これに加え、当社はコーポレート・ガバナンスの強化についても経営の重要課題の一つと捉え、実効的なコーポレート・ガバナンスの実践を通じて、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図っております。

特に、政策保有株式については、定期的に取り締り役会で保有意義の検証を行い、企業価値向上に資するものとはいえないと判断した株式については縮減に努めております。

また、「中期経営計画2026 Step for the FUTURE ー未来への船出の4年間ー」（2023年度～2026年度）では、2026年度末までに政策保有株式を純資産比率15%以下へ縮減する方針を掲げるなど、資本効率向上への取り組みを加速させております。

資本市場においても上場会社における政策保有株式への対応に注目が一段と高まる中、当社株式を政策保有株式として保有している株主に対して今年度より株式の持合い関係の見直しを提案し、積極的に当社株式の売却を働きかけてまいりました。

その結果、今般、本売出しの売出人となった株主より売却の合意が得られたため、公平な売却機会を提供するとともに、当社株式が市場において売却されることによる市場価格への影響を緩和するべく、本売出しを実施することといたしました。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の普通株式の売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断でなされますようお願いいたします。この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。

本売出しを通じて、当社の中長期的な戦略に向けた事業戦略・成長戦略をご支援頂ける幅広い投資家の皆様に当社株式を保有いただくとともに、当社の株式流動性の更なる向上、ひいては資本市場の活性化の一助になるものと期待しております。

また、当社は、株主還元の充実及び資本効率の向上を図ることを目的として、本日開催の取締役会において、1,700,000株及び80億円を上限とする自己株式取得を実施することを決議いたしました。自己株式取得の詳細につきましては、当社が本日公表いたしました「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ」をご参照下さい。

当社は、今後もコーポレート・ガバナンスを一層強化し、更なる企業価値の向上を目指してまいります。

(注)「環境クリエイター®」とは、偏に環境関連事業に携わる狭義の人財ではなく、高砂熱学グループにおいて技術・営業・管理・経理の業務を通じて、社会課題解決に資する価値創造を成す人財を指します。

## 記

### 1. 株式売出し（引受人の買取引受による売出し）

(1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数	当社普通株式	3,106,800株
(2) 売 出 人 及 び 売 出 株 式 数	氏 名 又 は 名 称	売 出 株 式 数
	株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	776,300株
	太 陽 生 命 保 険 株 式 会 社	610,500株
	株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	373,500株
	東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	330,600株
	三 菱 倉 庫 株 式 会 社	240,500株
	株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	225,900株
	住 友 不 動 産 株 式 会 社	209,500株
	大 阪 断 熱 株 式 会 社	190,000株
	株 式 会 社 ヤ マ ト	150,000株
(3) 売 出 価 格	未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、2025年2月26日(水)から2025年3月3日(月)までの間のいずれかの日（以下「売出価格等決定日」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で決定する。）	

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の普通株式の売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなされますようお願いいたします。この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。

- (4) 売 出 方 法 野村証券株式会社を事務主幹事会社兼ジョイント・ブックランナー、SMB C日興証券株式会社を共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナー、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を共同主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせた上で売出す。  
 売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。  
 引受人の買取引受による売出しの売出株式の一部につき、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売されることがある。
- (5) 申 込 期 間 売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の2営業日後の日まで
- (6) 受 渡 期 日 売出価格等決定日の5営業日後の日
- (7) 申 込 証 拠 金 1株につき売出価格と同一の金額とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100株
- (9) 売出価格、その他引受人の買取引受による売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 小島 和人に一任する。

## 2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（下記<ご参考>2. を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 種類 及び 数 当社普通株式 466,000株  
 なお、上記売出株式数は上限を示したものである。需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況等を勘案した上で、売出価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 野村証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（売出価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した上で、野村証券株式会社が当社株主から466,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 引受人の買取引受による売出しにおける受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 証 拠 金 1株につき売出価格と同一の金額とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100株
- (9) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 小島 和人に一任する。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の普通株式の売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなされますようお願いいたします。この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。

## <ご参考>

### 1. 株式売出しの目的

本プレスリリースの冒頭に記載のとおりです。

### 2. オーバーアロットメントによる売出し等について

オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況等を勘案した上で、当該売出しの事務主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から466,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、466,000株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、野村證券株式会社は、引受人の買取引受による売出しの対象となる株式とは別に、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数を上限として追加的に当社普通株式を取得する権利（以下「グリーンシュエアプション」という。）を、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの受渡り日から2025年3月26日（水）までの間を行使期間として上記当社株主から付与されます。

また、野村證券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から2025年3月26日（水）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

上記のとおりシンジケートカバー取引及び安定操作取引により取得して返却に充当後の残余の借入れ株式は、野村證券株式会社がグリーンシュエアプションを行使することにより返却されます。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、売出価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、野村證券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れ、当該株主から野村證券株式会社へのグリーンシュエアプションの付与及び株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引は行われません。

なお、上記記載の取引に関し、野村證券株式会社はSMB C日興証券株式会社と協議の上、これらを行います。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の普通株式の売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなされますようお願いいたします。この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。

### 3. ロックアップについて

引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である株式会社三菱UFJ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社みずほ銀行、住友不動産株式会社、大阪断熱株式会社及び株式会社ヤマト並びに当社株主である日本設備工業株式会社、新晃工業株式会社及び東テック株式会社は野村證券株式会社及びSMB C日興証券株式会社に対し、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、野村證券株式会社及びSMB C日興証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は野村證券株式会社及びSMB C日興証券株式会社に対し、ロックアップ期間中は野村證券株式会社及びSMB C日興証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換され得る有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する有価証券の発行等（ただし、株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社及びSMB C日興証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

以上

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の普通株式の売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなされますようお願いいたします。この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。